

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」衆議院議長メッセージ

(平成二十三年六月二十二日(水) 午前十一時)
(於 厚生労働省 正面玄関前)

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」の式典が挙行されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ハンセン病の患者であった方々やそのご家族は、「らい予防法」を中心とする国の隔離政策によって、長年にわたり、偏見と差別の中で耐え難い苦痛と苦難を強いられてきました。この機会に改めてお見舞い申し上げます。

十年前の本日施行された「ハンセン病補償法」により、ハンセン病療養所への入所期間に応じて補償金が支給されるなど、隔離政策による被害の回復については一定の解決が図られてきました。しかしながら、療養所の入所者が良好かつ平穏な療養生活を営むための基盤整備などは、残された重要な課題として、今後も国として真摯に取り組んでいかなければならないことだと認識しております。

今般、被害を受けた方々の名誉回復及び追悼を目的とする碑が厚生労働省内に建立されました。誤った政策を続けたことを深く反省し、二度と繰り返さないようにするためにも、誠に意義深いことと存じます。

最後に、ハンセン病患者という理由で強制隔離され、苦しみと無念の中で亡くなられた多くの方々に謹んで哀悼の誠を捧げまして、私のご挨拶といたします。

平成二十三年六月二十二日

衆議院議長 横路 孝弘